（別紙様式）

「小野町高齢者等見守りネットワーク事業」に関する協定書

　小野町長 ○ ○ ○ ○（以下、「甲」という。）と ○ ○ ○ ○（以下、「乙」という。）は、小野町内の高齢者等を地域社会全体で見守る体制を確保し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的として、小野町高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱に基づき、以下のとおり協定を締結する。

（連携事項）

第１条　甲と乙は、小野町高齢者等見守りネットワークの構築に取り組み、異変のある又は何らかの支援を必要としている高齢者等（以下「見守り対象者」という。）の発見及び情報の連絡から支援に至るまで相互連携を図るものとする。

２　乙は、見守り対象者を発見した場合、甲の指定する機関に情報の連絡を行う。なお、連絡を要する場合の事例及び甲の指定する機関は別紙のとおりとする。

３　前項で定める事業内容を効果的に推進するため、甲は乙に、情報提供、助言等の支援を行うものとする。また、事業内容について甲は、町の広報誌等で積極的に周知を図るものとする。

　（参画内容及び謝礼）

第２条　乙は、業務に支障がない範囲で事業に参画するものとし、事業に対する甲から乙への謝礼は無償とする。

（個人情報の取り扱い）

第３条　甲は、見守り対象者の個人情報を提供する場合、小野町個人情報保護条例（平成15年小野町条例29号）の規定によるものとし、高齢者等のプライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。

２　乙は、事業の実施により知り得た個人情報を、この事業の目的以外に利用し、又は漏洩させてはならない。また、この事業の構成員でなくなった後も同様とする。

（協定期間）

第４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から２年間とし、協定を更新する場合は、再度協定を締結するものとする。

（協定の見直し）

第５条　甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙協議のうえ、その変更を行うものとする。

　（疑義の調整）

第６条　この事業の実施に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定書は、協定を締結した日から効力が発生する。

　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（甲）福島県田村郡小野町大字小野新町字舘廻９２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　小野町長　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）